

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会に突入したと言われている現代社会ですが、そもそも高齢者を 65 歳以上と定めた昭和 30 年代当時は、平均寿命が男性 63.60 歳、女性 67.75 歳で、それを越えた人が高齢者と呼ばれていました。

我が国の平均寿命は、乳幼児の死亡率の減少、衛生環境の改善、医療技術の進歩、医療制度の充実、食生活の改善などにより大きく延伸し、2015 年統計によると世界一の長寿国となっています。(2015 年における平均寿命、男性 80.79 歳、女性 87.05 歳：2016 年 7 月 27 日厚生労働省公表) 平均寿命は延伸されましたが、別の面では生活様式の変化により、生活習慣病になる人も増加しています。

少子化・核家族化の進行などから、従来の多世代家族では、親から子へ、子から孫へと伝えられてきた子育てや和食を中心とした食習慣が伝えられなくなり、子育てに不安を感じる親が多くなっています。それに伴い、食の多様化や簡素化、少数世帯の増加などにより、手作りで素材から料理を作るより、惣菜や弁当などを買って済ます^{なかしよく}中食や、ファストフードや飲食店で済ます人も増加し、子どもの成長や高齢者の身体の維持に必要な栄養バランスの欠如が懸念されています。

生活習慣病は大人だけでなく子どもにもみられるようになっていくほか、特に中年期の男性の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）が大きな課題となっています。

今後は、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加も懸念されており、市民一人ひとりの健康づくりへの取組み、健康の保持・増進による健康寿命の延伸が求められています。

このような中、国では平成 25 年 3 月「第 2 次 21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」を策定し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をつくるため、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現することを目標とする国民の主体的な健康づくり運動を展開しています。

静岡県においては、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目標に、平成 26 年 3 月に「ふじのくに健康増進計画（第 3 次）」を策定し、健康づくりの取組みを進めています。

本市では、平成 19 年 3 月に「伊豆の国市健康プラン」、平成 22 年 3 月に「伊豆の国市食育推進計画」、平成 25 年 3 月に「伊豆の国市健康プラン後期実施計画」、「伊豆の国市歯科保健計画」を策定してきました。今回、健康づくりについて、計画的かつ総合的に進めていくことが必要なことから、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科保健計画」、「母子保健計画」を 1 冊にまとめた冊子を作成しました。

1-2 計画の期間

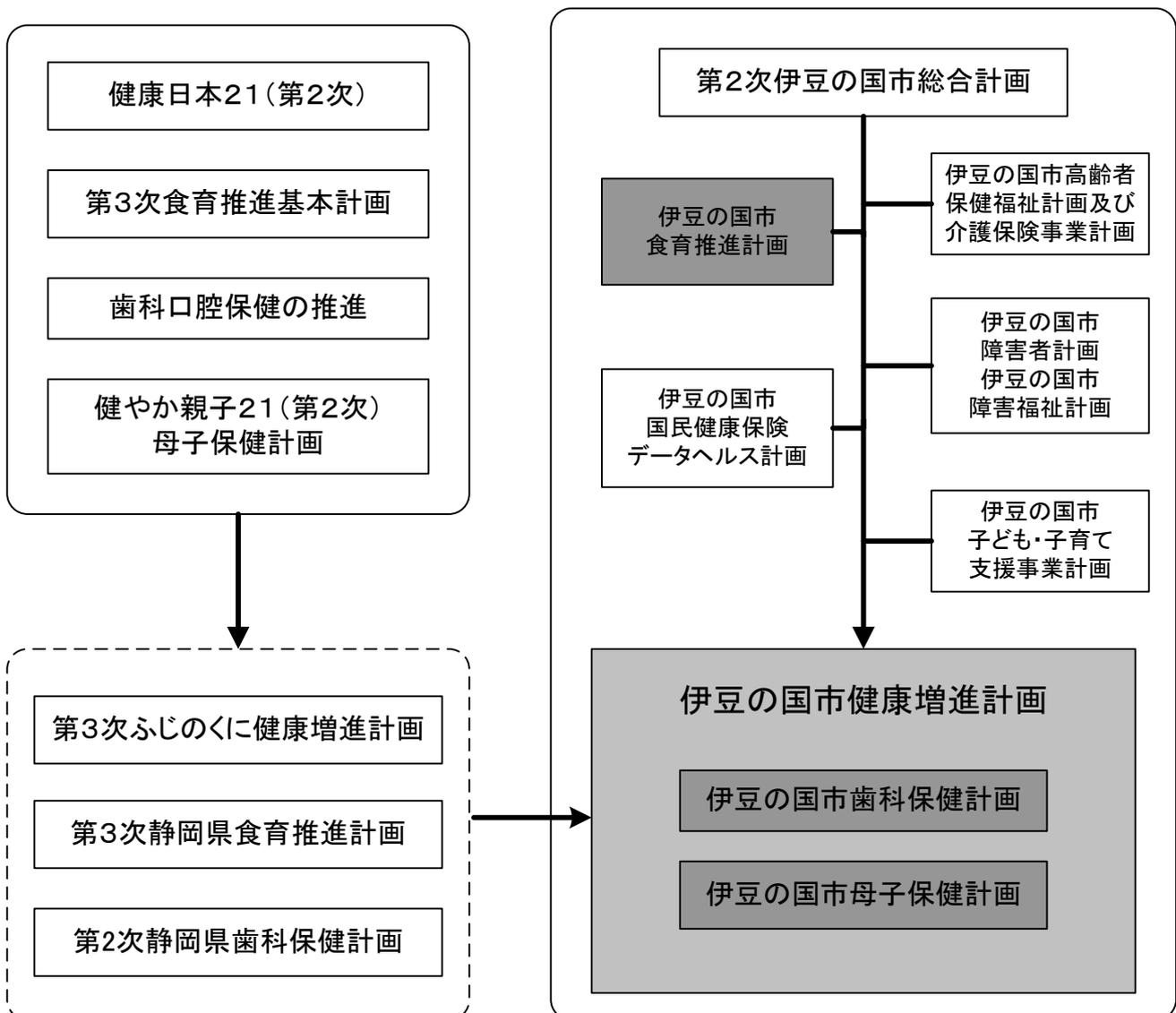
これら計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度の 10 年間とし、中間年次の平成 33（2021）年度に見直しを行います。なお、法制度の改定などにより計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

1-3 計画の位置づけ

○これら計画は、「第2次 伊豆の国市総合計画」、「伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」など、関連する諸計画との整合を図り策定するものです。

○これら計画は、伊豆の国市健康づくり市民アンケート調査結果及び前計画の最終評価をもとに、今後取り組んでいく健康づくりを実践的かつ具体的な施策としてとりまとめるものです。

■「伊豆の国市健康づくりに関する計画」の位置づけ



■健康増進計画について

健康増進法第8条第2項に定める市町村健康増進計画に加え、食育基本法・歯科口腔保健の推進に関する法律・母子保健計画を複合させた総合保健計画として策定します。

■食育推進計画について

国は平成17年6月に「食育基本法」(平成27年9月改正)を制定し、平成18年3月には、「食育推進基本計画」(平成28年第3次改定)が策定され、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みが行われています。

静岡県においても、平成19年3月に「静岡県食育推進計画」(第3次平成26年3月)を策定し「食を通して人をはぐくむ」食育を推進していくこととしています。

本市においては、食育基本法の制定や食育推進基本計画の策定等の趣旨を踏まえ、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として平成22年3月に「伊豆の国市食育推進計画」を策定し、本市の地域性や実情に即した取り組みを推進してきました。市民の食に関する意識も高まり、関係団体の食育活動の広がりもみられ、食育が着実に推進されています。

しかしながら、依然として若い世代を中心とした栄養の偏りや朝食の欠食、食文化の継承の希薄化、市農産物の消費拡大等の課題も残されています。第1次計画の成果と課題を踏まえ、継続した課題や新たな課題に対応するために、食育に関する施策を総合的に実践する目的で第2次計画を策定します。

■歯科保健計画について

国は、生涯を通じて自分の歯でおいしく食べることを目指して、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020(はちまるにいまる)運動」を平成元年から展開しています。

平成12年度からは、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図る観点から、国民健康づくり運動「健康日本21」をスタートし、この取り組みの中で「歯の健康」を柱の一つとして位置づけています。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健法)」が平成23年8月に制定され、「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」が平成21年12月に制定されました。

その条例の中で、県の責務や市町との連携協力のほか、県民や保健・医療・福祉・教育等に関係する者の役割等が示されており、8020運動の推進とともに、県民の生涯にわたる歯や口腔の健康づくりの基本施策を総合的かつ効果的に推進することが打ち出されています。

伊豆の国市においては、平成17年に「伊豆の国市歯周病対策委員会条例」、平成24年には「伊豆の国市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、全国に先駆けた歯周病対策に取り組んできました。

平成25年3月策定の伊豆の国市健康プラン後期実施計画である伊豆の国市健康アクションプランに併せて歯科保健計画を策定し、「若い世代から8020(はちまるにいまる)を目指す」ことを基本理念とした歯の健康づくりに取り組んできました。

今回、計画を見直すに当たり、進捗状況と目標達成状況などを踏まえ、健康増進計画と共に改定を行い、新たな10年に向けて「第2次 伊豆の国市歯科保健計画」を策定します。

■母子保健計画について

伊豆の国市の母子保健事業は、伊豆の国市総合計画と伊豆の国市健康プランのもとに進めてきました。

母子保健は、母子保健法の改正に伴い母子保健事業が平成9年4月から市町村に移譲されました。

母子保健事業は、伊豆の国市保健事業報告において、各計画の中での母子保健の位置づけや、目標値の整理を行ってきました。

平成17年3月に「伊豆の国市次世代育成支援行動計画」が策定され、その後、平成27年3月に「伊豆の国市子ども・子育て支援事業計画、第2次次世代育成支援行動計画」として見直し、現在に至っています。

この計画は、「子ども・子育て支援事業計画、第2次次世代育成支援行動計画」をはじめとする他の計画との整合性を図りながら、施策を展開していきます。

1-4 計画の基本理念

子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

～ほんわり湯の国、^{うま}美し国～

市民が心豊かにいきいきと毎日の生活を送れるように、日頃の生活習慣の改善による健康増進や、疾病の予防をめざした健康づくりを推進します。

本計画は、すべての市民の「生活の質の向上」と「健康寿命の延伸」をめざして、乳幼児期から高齢期まで継続的な健康の保持増進を図ります。

市民の健康づくりを推進していくためには、健康づくりを総括するための健康日本21(第2次)を基本とし、健康増進計画、食育推進計画、歯科保健計画、母子保健計画が一体となって、それぞれの目標に向けて各計画と連携を図りながら取り組んでいくことが重要です。

実践活動を行う際には、医療、福祉、保健、運動・スポーツ、農業商工、教育等多様なジャンルの組織が連携し、補完し合って取組み、各ライフステージにおいて特徴的な対応を行うことで、一人ひとりの健康の保持・増進を目指します。

1-5 計画推進の視点

伊豆の国市で暮らす全ての市民が、「生活の質の向上」と、いつまでも健康で生き生きと暮らせる「健康寿命」を延伸できるように、また「子育ても人生も楽しい伊豆の国市～ほんわり湯の国、^{うま}美し国～」となるよう、健康づくりのための視点を以下に示します。

一人ひとりに応じて

市民の健康状態や生活習慣は一人ひとり異なります。このため、市民一人ひとりの心身の状態や生活習慣（ライフスタイル）に応じた健康づくりに取り組みます。

主体的に

自分の健康状態は自分が一番よくわかります。また、日頃の生活習慣を変えるのは、自分自身の意識、行動に関わってきます。このため、市民一人ひとりが主体的に自らの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

地域ぐるみで

日頃習慣化している自分自身の生活を改善し、健康づくりを図るためには、家族や友人、地域で暮らす人たちと支え合いながら、また、市をはじめ関係機関、民間機関、市民団体、NPOなどが連携した、地域ぐるみの取り組みが必要です。そのためには、市民同士の日ごろのつきあい、つながりが深まることで、心身の健康状態が一層高まることが期待されます。また、このような活動を通じて地域コミュニティの活力を維持していくことが必要です。

地域資源を活用して

本市の特色である豊富な温泉と温暖な気候、世界遺産登録された韮山反射炉などの歴史資産、地元産の安全な食べ物などの地域資源を健康づくりの観点から見つめ直し、活用していくことが必要です。

多面的に

スポーツ、地域活動、生涯学習など、自分が興味を持った活動を地域で取り組み、楽しみながら継続していくことで、健康づくりに繋がっていきます。